

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府  
男女共同  
参画局

# 性犯罪・性暴力対策の進捗状況について

性犯罪・性暴力対策の実施状況のフォローアップ

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」 IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (2) 性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑬	施策内容	令和7年度	
			担当省庁	実施状況(令和8年3月末時点)
1	① 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用	「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和5年法律第67号)により整備された、性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について、相談機関や学校等の関係者を含め、周知を徹底するとともに、性犯罪に対して、法と証拠に基づき、厳正に対処していく。また、これらの法律の施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を行っているところであり、同調査等を着実に進める。【法務省、関係府省】	法務省	・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」の趣旨及び内容を踏まえ、その適切な運用に努めるとともに、周知・啓発を図るなど必要な措置を講じている。また、性的な被害の事態に係る調査については、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討に資するよう、同法の適用状況を把握するための調査を実施するなどしている。
2			警察庁	・性犯罪被害者等からの事情聴取については、外部講師によるものも含めた各種研修等の機会を通じて、関係機関と連携して適切な聴取がなされるよう指導している。また、捜査員等の聴取技術の習得等を目的とした「子どもからの聴取に関するAI訓練ツールの開発」事業により開発したアバターを相手に聴取訓練ができるツールの運用を令和7年8月から開始したほか、海外の聴取技法等も含め、こども等に対する効果的な聴取技法に関する研究を行っている。
3			こども家庭庁	・「児童虐待事案に係るこどもの心理的負担等に配慮した面接の実施に当たっての記憶の汚染防止等の留意点について」(令和5年12月12日付けこ支庫第213号)を发出し、刑事事件として立件が想定される虐待事例については、こどもによる被害開示等の情報開示の状況等を適切に記録すること、協同面接(代表者聴取)実施までの間に誘導や暗示を用いるなどして記憶の汚染を生じさせないことに留意することや検察・警察とあらかじめ必要な協議を行うこと等について、自治体及び児童相談所へ周知した。また、児童虐待防止対策支援事業により、協同面接を含めた被害事実確認面接に係る研修受講費用等の補助を実施している。
4			法務省	・刑事訴訟法321条の3が新設されたことを踏まえ、同制度の適切な運用や代表者聴取の適切な実施の在り方等を検討するとともに、警察、児童相談所等の関係機関と性犯罪被害者への対応における留意点等を共有するなどして連携を図った。加えて、被害者等となったこどもから最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を進めている。
5	② 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	刑事施設及び保護観察所における性犯罪者に対するプログラムについて、引き続き、指導者育成を進めるなどして、プログラムの充実を図る。地方公共団体等において性犯罪者に対する再犯防止プログラムの活用が図られるよう地方公共団体等への支援を行う。 また、海外において導入されているGPS等により位置情報を取得・把握する運用や性犯罪対象者の自発的意思によって支援を受けることのできる社会内サポート体制も参考にしつつ、性犯罪者等の処遇の充実方策について検討する。【法務省】	法務省	・地方公共団体に対してプログラムの活用を働きかけたほか、地方公共団体からその活用について相談や問合せ等があれば、適切に対応するようにしている。 ・効果検証の結果や外部有識者からの提言等を踏まえ、処遇プログラムの内容を見直し、令和4年4月から改訂したプログラムを実施しているところ、引き続き、同プログラムを着実に実施するとともに、指導担当者の研修等を実施するなど、効果的な指導の充実を図っている。 ・諸外国における位置情報の活用や社会内サポート体制等を参考に、性犯罪者等の処遇の充実方策について検討を行っている。
6	③ 多様な被害者が被害申告・相談しやすい環境の整備	ア 被害届の即時受理の徹底、捜査段階における二次被害の防止 性犯罪に関して被害の届出の即時受理を徹底するとともに、各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進し、被害者の希望する性別の警察官が対応することにより、捜査段階における被害者の精神的負担の緩和に努める。また、被害者の心情やプライバシーに十分配慮した対応を取ることができるよう、性犯罪指定捜査員を指定するとともに、警察官等を対象とした実効性のある研修を実施する。【警察庁】	警察庁	・「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について(通達)」(令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか)等に基づき、都道府県警察に対して、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、適切な性犯罪捜査の推進、指導教養の充実・徹底等について指示した。 ・令和7年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で1万2,996人であり、うち女性警察官等の人数は8,216名である。 ・警察大学校及び各管区警察学校において、都道府県警察で性犯罪捜査を担当する者に対する研修を実施した。 ・各都道府県警察において、性犯罪捜査担当者に対する研修を実施した。 ・令和8年度予算案に、性犯罪捜査に従事する警察官等に対する研修の実施に要する経費約5百万円を計上した。
7			内閣府	・令和8年2月に性犯罪・性暴力被害者の診察や支援に関わる医療機関等の医療関係者等を対象に、証拠採取・保管に関する内容も含めたオンライン研修を実施した。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、ワンストップ支援センターにおける証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備を進めている。(令和7年度予算:約5.0億円、令和7年度補正予算:約2.3億円、令和8年度予算:約4.8億円)
8	警察庁	・「医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備推進について(通達)」(令和8年3月3日付け警察庁丁捜一発第33号)を都道府県警察に发出し、性犯罪証拠採取キットの整備推進を図るために必要な予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等について指示した。 ・平成30年度以降、毎年度「医療機関における性犯罪証拠採取キットの全国整備に要する経費」を措置した。 ・令和8年3月現在、47都道府県において性犯罪証拠採取キットを整備している。		
9	厚生労働省	・引き続き、内閣府や関係省庁と連携しつつ、関係団体や都道府県に対する周知、協力依頼を行う。		

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」 IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑬	施策内容	令和7年度	
			担当省庁	実施状況(令和8年3月末時点)
10		ウ 警察における相談窓口の周知や支援の充実 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」について、引き続き、SNS等を活用し、更なる周知を図る。【内閣府、警察庁】 また、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費や、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料の公費負担制度について、引き続き、同制度の適正な運用と周知に努めるよう、都道府県警察に対し必要な指導を行う。【警察庁】	警察庁	・都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」について、警察庁のウェブサイト、ポスター、政府広報、SNS等を通じ、更なる周知を図っている。 ・令和8年度予算案に、同番号の周知の実施等に要する経費約1千1百万円を計上。 ・緊急避妊等に要する経費やカウンセリング料等の公費負担制度について、各種会議等を通じて、適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対して指導を行っている。 ・緊急避妊等に要する経費に係る公費負担制度について、令和8年度予算案に約6千1百万円を計上し、カウンセリング料等の公費負担制度について、令和8年度予算案に約7千3百万円を計上。
11		エ 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組 ワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、性暴力の被害者が速やかにつながることを重要であることを広く周知する。【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】	内閣府	・「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)や「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から25日)等において、ポスター、リーフレット、啓発動画、啓発カード及び啓発シールの配布等を通じて、ワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891(はやくワンストップ)」やワンストップ支援センターで提供できる支援等について広く広報啓発を行った。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、都道府県等が行うワンストップ支援センターの周知、広報について、支援を行っている。(令和7年度予算:約5.0億円、令和7年度補正予算:約2.3億円、令和8年度予算:約4.8億円)[再掲]
12			警察庁	・ポスター等の広報物を利用して、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」とともに、ワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891」の周知に努めている。
13			文部科学省	・「若年層の性暴力被害予防月間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談窓口を教育委員会等に周知した。
14			厚生労働省	・引き続き、内閣府や関係省庁と連携しつつ、関係団体や都道府県に対する周知、協力依頼を行う。
15		こども、若年層、障害者、男性、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、ワンストップ支援センターにおけるメール相談、SNS相談、オンライン面談、手話、外国語通訳の活用等の取組を性犯罪・性暴力被害者のための交付金により推進するとともに、性暴力被害者のためのSNS相談事業の継続的な実施の在り方を検討する。【内閣府】	内閣府	・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」によりワンストップ支援センターにおける多様な相談者への対応に係る取組(専用窓口の設置・専門相談員、メール・SNS相談・オンライン面談等)を推進している(令和7年度予算:約5.0億円、令和7年度補正予算:約2.3億円、令和8年度予算:約4.8億円)[再掲] ・こども、若年層、障害者、男性、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、「性暴力に関するSNS相談Cure time(キュアタイム)」において、チャット相談及びメール相談を365日実施している。
16	④ こどもの性被害防止に向けた総合的な対策の推進	こどもに対する性暴力を防止するため、学校設置者等や学習塾など民間の教育保育等の事業者に対し、こどもの安全を確保するための措置を義務付ける等の措置を講ずる「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置」に関する法律(令和6年法律第9号)が第213回国会において成立したことを踏まえ、その円滑な施行に向けて、下位法令、ガイドライン等の検討・整備を進めるとともに、制度の周知・広報を図る。また、こども家庭庁を司令塔として、政府一丸となりこども・若者の性被害防止対策を進めるため、(1)加害の防止、(2)相談・被害申告をしやすくする、(3)被害者支援、(4)治療・更生の四つの観点から取組を推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】	内閣府	・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」によりワンストップ支援センターにおいて、こども・若者を含む多様な相談者への対応に係る取組(専用窓口の設置・専門相談員の配置、メール・SNS相談・オンライン面談等)を推進している(令和7年度予算:約5.0億円、令和7年度補正予算:約2.3億円、令和8年度予算:約4.8億円)[再掲] ・こども、若年層、障害者、男性、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、「性暴力に関するSNS相談Cure time(キュアタイム)」において、チャット相談及びメール相談を365日実施している。 ・ワンストップ支援センターにおいて、男性・男児を含む多様な被害者に適切な支援が提供できるよう、相談員等を対象としてオンライン研修教材を提供した。
17			警察庁	・児童買春・児童ポルノの製造等のこどもの性被害事犯は子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスターについて、日本語版と英語版を警察庁ウェブサイトに掲載している。 ・警察庁ウェブサイトのこどもの性被害対策コーナーに、児童ポルノ等事犯の検挙・被害状況、被害防止対策等について掲載している。 ・警察では、児童買春、児童ポルノ禁止法、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等、児童の性的搾取等事犯に対する取締りを推進するとともに、都道府県警察の積極的な合・共同捜査による、低年齢児童を狙った児童ポルノ愛好者グループによる事犯や児童ポルノ販売事犯等の悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りを強化している。 ・警察では、SNSをはじめとしたオンライン上における対策として、児童の性的搾取事犯に対する取締りを効果的に行うため、国際協同オペレーションを実施するなど、サイバー空間における外国機関等との連携を強化している。 ・警察では、生成AI技術を悪用した児童の性的ディープフェイクについて、各種法令に基づき適切に対応するとともに、この種事案の未然防止のための広報啓発を推進している。 ・警察では、一般ホテルや旅館、ラブホテル等こどもの性被害の発生が多い施設に、全国的な児童の性的搾取等事犯の発生状況や、実例に則した犯行手口に関する情報等に基づき注意喚起・指導等を実施している。
18			こども家庭庁	・本年12月25日の施行に向け、令和7年12月に、下位法令や制度の対象となる事業者が表示することができる「こまろう」マークを制定した。また、有識者検討会や関係府省庁会議における議論等を踏まえ、本年1月には、制度の詳細となるガイドラインを策定したところであり、引き続き、制度の対象となる事業者・従事者や、保護者、こどもを始めとする国民全体に対する周知等、必要な準備を着実に進めている。こうした取組を通じ、単なる制度の周知や運用にとどまらず、こどもに対する性暴力を決して許さない社会の実現に向けて、社会全体の機運を醸成していく。 ・また、(1)加害の防止、(2)相談・被害申告をしやすくする、(3)被害者支援、(4)治療・更生の四つの観点から、取り組むべき総合的な対策を取りまとめた「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」に基づき、関係省庁とともに取組を推進した。

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」 IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (2) 性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑬	施策内容	令和7年度	
			担当省庁	実施状況(令和8年3月末時点)
19			法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果検証の結果や外部有識者からの提言等を踏まえ、処遇プログラムの内容を見直し、令和4年4月から改訂したプログラムを実施しているところ、引き続き、同プログラムを着実に実施するとともに、指導担当者の研修等を実施するなど、効果的な指導の充実を図っている。</li> <li>捜査機関においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の趣旨及び内容を踏まえ、法と証拠に基づき厳正かつ適切に対処している。</li> <li>全国の検察庁に設けられている「被害者ホットライン」の電話番号や関係機関・団体等における被害者支援について記載した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布しているほか、ウェブサイトに掲載するなどして、相談窓口等を周知した。</li> <li>全国の法務局・地方法務局等において、こどもをめぐる様々な人権問題について、専用電話相談窓口の「こどもの人権110番」等において、人権相談に対応している。</li> <li>チャットによる人権相談(法務局LINEじんけん相談や、GIGAスクール構想による1人1端末等を通じた人権相談)を通じ、人権相談において、こども・若者が利用しやすい媒体を活用した取組を実施している。</li> <li>人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、警察等の関係機関と連携して被害者の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を実施している。</li> <li>こども性暴力防止法の制度における外国人従事者に係る犯罪事実確認の手続において、こども家庭庁からの外国人従事者の身分事項等に係る照会に迅速に対応するため、令和8年度中に出入国在留管理庁のシステムを改修することとしている。</li> </ul>
20			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭庁を始めとした関係省庁と連携して、犯罪事実確認の具体的な仕組みや安全確保措置の内容等について検討を進め、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」策定に協力するなど、制度の円滑な施行(※)に向けて取り組んだ。</li> <li>※令和8年12月25日</li> </ul>
21			厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、内閣府や関係省庁と連携しつつ、関係団体や都道府県に対する周知、協力依頼を行う。</li> </ul>
22			こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士による児童生徒性暴力等の防止を図るため、保育士特定登録取消者管理システムの活用義務について改めて周知するとともに、活用状況等について調査を行った。</li> </ul>
23			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号。以下「教育職員性暴力等防止法」という。)及び同法に基づく基本指針等を踏まえ、令和5年4月1日から稼働している特定免許状失効者等に関するデータベースの活用徹底や、教育職員等に対する研修・啓発の充実などの予防的取組の推進、事案早期発見のための定期的な調査の実施や相談体制の整備、児童生徒性暴力等に及んだ教員について原則として懲戒免職とするなどの厳正な対処など、教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向け、同法の適切かつ確実な運用を図っている。</li> </ul>
24			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職課程を有する大学等を対象とした説明会や教職課程認定申請の手引きへの記載を通じ、教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等はもとより、教職課程内外の活動等を通じて、教育職員性暴力等防止法等の関係法令の内容を含め、性暴力の防止等に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう引き続き周知する。また、調査研究により開発した教材の周知や全国の事例の収集・発信を行う。</li> <li>【文部科学省】</li> </ul>
25			こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度より「性と健康の相談センター」事業を創設し、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的に、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた切れ目のない相談支援等を実施している。具体的には、不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導、生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催や、文部科学省と連携し、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援を行っている。</li> <li>また、令和7年5月に策定した「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、プレコンセプションケアの普及を推進することとしており、令和8年1月には、プレコンセプションケアの推進を目的として、全国の自治体・企業・教育機関等において、保健師や助産師等の専門職種がセミナー等を企画及び実施する「プレコンサポーター」の養成講座を開設し、今後5年間で5万人以上の養成を目指していくこととしている。</li> </ul>
26	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>「産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う」ことについては、教育委員会の担当者が集まる場などを通じて周知し推進している。</li> </ul>		
27	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省において患者に対する性暴力等を行った医師に対する行政処分の方針について、引き続き検討を行っている。</li> </ul>		

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」 Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (2) 性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑬	施策内容	令和7年度	
			担当省庁	実施状況(令和8年3月末時点)
28	⑤ 学校等における相談等の体制の強化	性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒や学生等からの相談に適切に対応し必要な支援ができるよう、子ども間の性暴力もいじめに含まれることや、子ども間の性暴力事案や性的いじめ事案における加害者への対応や地域における関係機関との連携を含めた適切な対応の在り方について、教育委員会、都道府県及び大学等の担当課等に対し周知すること等により事案発生時の迅速的確な事実確認の実施及び相談体制の充実を図る。【子ども家庭庁、文部科学省】	子ども家庭庁	・令和7年11月、子ども家庭庁と文部科学省の共同で「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」等を作成・公表し、その中で、性的ないじめについては、警察とも連携しながら早期に対応すべきであることなど、対応のポイントについて示している。また、同月、子ども家庭庁と文部科学省の連名で事務連絡を发出し、教育委員会及び子ども政策担当部局等に対し、本留意事項集等の活用について依頼した。
29			文部科学省	<p>&lt;初等中等教育段階&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年9月に開催した各教育委員会の教育相談担当者向けの会議や令和8年1月に開催した各教育委員会の生徒指導担当者向けの会議において、性犯罪・性暴力対策等について周知した。</li> <li>・令和7年11月、子ども家庭庁と文部科学省の共同で「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」等を作成・公表し、その中で、性的ないじめについては、警察とも連携しながら早期に対応すべきであることなど、対応のポイントについて示している。また同月、子ども家庭庁と文部科学省の連名で事務連絡を发出し、教育委員会及び子ども政策担当部局等に対し、本留意事項集等の活用について依頼した。</li> </ul> <p>&lt;高等教育段階&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等を通じて、各大学等に性暴力被害者の相談を含め、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラー等の専門家との連携等によるきめ細かな対応を依頼している。</li> </ul> <p>&lt;生命(いのち)の安全教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイントについて記載した「生命(いのち)の安全教育」を実施していただくよう、教育委員会等に周知した。</li> </ul>
30			法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャットによる人権相談(LINEじんけん相談やGIGAスクール構想による1人1台端末等を通じた人権相談)など、人権相談において、子ども・若者が利用しやすい媒体を活用した取組を実施している。</li> </ul>
31	⑥ 切れ目のない手厚い被害者支援の確立	ア ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実 ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体、法テラス、弁護士会、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。具体的な取組の例として、都道府県の条例や男女共同参画計画等の計画にワンストップ支援センターの設置や関係機関との連携に関する規定を盛り込むものや、都道府県を中心に関係機関と連携協定を締結するもの等があり、こうした取組を実施している都道府県の事例等を全国に横展開することにより、各都道府県等において主体的かつ計画的な取組が進められるよう、関係省庁が連携して必要な支援を行う。【内閣府、警察庁、子ども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、被害者の置かれた状況に応じた支援を関係機関と連携して進められるよう、ワンストップ支援センターにコーディネーターを配置するなど連携強化を進めている。(令和7年度予算:約5.0億円、令和7年度補正予算:約2.3億円、令和8年度予算:約4.8億円) [再掲]</li> <li>・ワンストップ支援センターと関係機関による安定的なネットワークの構築に関し、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」を実施することで、協定の締結、連携のための会議の開催状況等についてデータ収集を行い、今後の対応について検討を行った。</li> </ul>
32			警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県警察において、ワンストップ支援センターと合同で、性犯罪被害者支援に関する研修会等を実施するなどして、連携を強化した。</li> <li>・警察本部単位で設置している被害者支援連絡協議会等の活用により、ワンストップ支援センターを含む犯罪被害者等支援に関係する機関・団体との連携を強化するとともに、犯罪被害者等に対し、当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行っている。</li> </ul>
33			子ども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和5年7月26日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議決定」)を受け、「児童相談所等において性被害の相談があった場合の対応について」(令和5年8月1日付け子ども家庭庁支援局長通知)を发出し、児童相談所等に性犯罪・性暴力の相談があった際には、意を決して相談してきた相談者の心情に寄り添い、事案に応じ、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、警察、医療機関等と連携しつつ、被害者である子どもの気持ちに十分に配慮した対応を行うよう都道府県等に周知した。</li> </ul>
34			法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法テラスの地方事務所とワンストップ支援センターの連携強化に係る事務連絡を发出している。令和7年度上半期には、性暴力被害ワンストップ支援センターを含む被害者支援関係機関と意見交換会等を実施した地方事務所が21か所あった。</li> <li>・全国の法務局・地方法務局等において、性犯罪・性暴力を含む女性をめぐる様々な人権問題について、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」等において、人権相談に対応している。</li> <li>・人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、ワンストップ支援センター、警察等の関係機関と連携して被害者の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を実施している。</li> </ul>
35			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「若年層の性暴力被害予防月間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談窓口を教育委員会等に周知した。</li> </ul>
36			厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第15条第1項に基づき地方公共団体が組織することを努力義務として求めている支援調整会議に関して、支援調整会議の構成機関の例としてワンストップ支援センターが考えられることについて自治体宛て通知を发出した。</li> </ul>

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」 IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑬	施策内容	令和7年度	
			担当省庁	実施状況(令和8年3月末時点)
37		イ ワンストップ支援センターの運営の安定化と支援の質の向上等の取組 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の活用により、ワンストップ支援センターの運営の安定化を図るとともに、相談員等について常勤化を図る等、適切な処遇により職業として確立できるよう支援する。また、大規模災害の発生時においても性暴力の被害者に対して必要な支援を提供する機能が維持されることが重要であることから、そのための関係機関との協力等の取組を支援する。 ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のため、相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等が支援に必要な基本的知識からこどもや男性の性被害への対応等の新たな課題までを包括的に学習できるように、研修機会の提供に取り組む。さらに、ワンストップ支援センターと警察を含む関係機関の連携強化のため、合同の研修や講師の相互派遣等の取組を推進する。【内閣府、警察庁、関係府省】	内閣府	・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、ワンストップ支援センターの運営の安定化を図るとともに、相談員等の処遇が改善、災害時の運営継続に関する取組を支援している。(令和7年度予算:約5.0億円、令和7年度補正予算:約2.3億円、令和8年度予算:約4.8億円)[再掲] ・性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、ワンストップ支援センターを所管する行政職員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供した。
38			警察庁	・警察大学校及び各管区警察学校における性犯罪捜査を担当する者に対する研修を実施する際、ワンストップ支援センターから講師の派遣を受けた。 ・各都道府県警察における性犯罪捜査担当者に対する研修を実施する際、ワンストップ支援センターから講師の派遣を受けるとともに、ワンストップ支援センターの研修会等に警察官を派遣した。 ・都道府県警察において、ワンストップ支援センターと合同で、性犯罪被害者支援に関する研修会等を実施するなどして、連携を強化した。【再掲】 ・関係機関・団体による犯罪被害者等支援が途切れることなく行われるよう、地方公共団体をはじめ、医師会、看護師会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、ワンストップ支援センター、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等における研修の実施に必要な協力を行い、犯罪被害者等支援を担当する職員等の意識の向上を図っている。
39		ウ 医療的支援の充実と専門人材の育成 性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、性犯罪・性暴力被害者のための交付金を活用し、ワンストップ支援センターが設置される拠点病院やワンストップ支援センターとの連絡・受入れ等の体制を特に整備する医療機関への負担金等を補助の対象とする等、ワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における支援環境の整備等の推進を図る。また、ワンストップ支援センターと医療機関との連携等について、医療機関及び医療関係者に向けたリーフレットの活用や医療従事者向けの研修等により周知し、産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な診療科の関係者の理解を促進することにより、各地域における性暴力被害に対応できる診療科毎の医療機関リストの作成を推進するとともに、性暴力の被害者が身近な医療機関等を受診した場合であっても、ワンストップ支援センター等の相談先を紹介することも含め、適切な対応が行われるよう、必要な知識の普及を図る。【内閣府、厚生労働省】	内閣府	・ワンストップ支援センターと連携する医療機関の性犯罪・性暴力被害者への対応能力向上のため、令和8年2月に医療関係者等向けのオンライン研修を行った。 ・ワンストップ支援センターにおける医療機関等と更なる連携やネットワークの構築、医療機関リストの作成に関する取組ができるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、各地域において開催する医療機関に対する研修、会議等に対し、支援を行っている。(令和7年度予算:約5.0億円、令和7年度補正予算:約2.3億円、令和8年度予算:約4.8億円)[再掲] ・厚生労働省と連携し、医療機関及び医療関係者に向けたワンストップ支援センターの周知のためのリーフレットを日本医師会や多様な診療科の学会に対して配布するとともに、都道府県に対しても、同リーフレットを関係各所に案内し、地域におけるワンストップ支援センターと医療機関との連携・協力の促進を図っている。
40			厚生労働省	・毎年開催している全国医政関係主管課長会議(直近では令和8年3月)において、都道府県に対して今後のワンストップ支援センターの設置・運営にかかる協力をお願いしている。 ・また、令和7年7月1日付事務連絡「性犯罪・性暴力被害者支援のためのオンライン研修」について(周知)、令和7年12月22日付事務連絡「内閣府「性犯罪・性暴力被害者支援のための医療関係者向け研修」開催の御案内」を発生し、関係団体や都道府県に対して、研修の周知を行った。
41		生命(いのち)を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命(いのち)の安全教育」を推進するとともに、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速する。【文部科学省】	文部科学省	・令和7年度は、全国の学校等において「生命(いのち)の安全教育」の実施が更に推進されるよう、教育委員会等において全校実施を目指す取組を支援するとともに、幼児児童生徒の発達段階に応じ、学校等の指導・啓発の参考となるよう指導例動画を作成し公表した。また、「生命(いのち)の安全教育」教材及び指導の手引きについて、社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえて拡充・改訂し、より現場のニーズに対応できるよう教材等の充実・改善を図った。
42		エ 犯罪被害者等への途切れない支援の提供体制の構築 性犯罪被害者を含む犯罪被害者等に対して、その多岐にわたるニーズに対応し、必要な支援を適時適切に提供するため、全ての都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスが構築されるよう、各都道府県との取組を促進する。その際、事案に応じて、関係機関・団体が連携して的確な支援を行うことができるよう、各都道府県等において設置・運営されているワンストップ支援センター等の既存の仕組みの趣旨や支援対象等にも十分留意する。【内閣府、警察庁、関係府省】	内閣府	・犯罪被害者等への途切れない支援の提供体制の構築に向けて警察庁が作成した手引きにおいて、ワンストップ支援センターにおいて提供される支援の内容等について記載されるよう連携するとともに、内閣府から都道府県のワンストップ支援センター所管課に対しても、随時、犯罪被害者等支援施策に係る情報を提供するなど、都道府県における犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスの構築において、ワンストップ支援センターの役割等に留意されるよう努めている。
43			警察庁	・都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスが構築されるよう、都道府県を対象とした「犯罪被害者等支援補助金」を運用するとともに、ワンストップサービス体制の構築・運用に係る手引きの提供や福祉関係等の職能団体への協力依頼を実施した。 ・令和8年度予算案に、都道府県における多機関ワンストップサービス体制の構築・運用に要する経費約1億2千2百万円を計上した。
44		また、刑法における一定の性犯罪を含む犯罪の被害者等を包括的かつ継続的に援助するための犯罪被害者等支援弁護士制度を創設する「総合法律支援法の一部を改正する法律」(令和6年法律第19号)が第213回国会で成立したことを踏まえ、同制度の円滑な開始及びその利用促進に向けた具体的な検討を更に進めるとともに、関係機関・団体等と連携を図りつつ、システム構築を含めた人的・物的体制の整備や担い手となる弁護士の確保、制度の周知・広報等の必要な準備を着実に進める。同法が施行された後は、円滑かつ充実した運用を行う。【法務省】	法務省	・犯罪被害者等支援弁護士制度について、担い手となる契約弁護士等の確保、周知広報及び関係機関・団体との連携強化等、同制度の運用開始に向けた必要な体制整備等を行った。本制度については、令和8年1月13日に運用が開始されたところであり、引き続き、充実した運用ができるよう、必要な体制の整備等に努めている。
45	⑦ 生命(いのち)の安全教育の全国展開の推進	生命(いのち)を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命(いのち)の安全教育」を推進するとともに、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速する。【文部科学省】	文部科学省	・令和7年度は、全国の学校等において「生命(いのち)の安全教育」の実施が更に推進されるよう、教育委員会等において全校実施を目指す取組を支援するとともに、幼児児童生徒の発達段階に応じ、学校等の指導・啓発の参考となるよう指導例動画を作成し公表した。また、「生命(いのち)の安全教育」教材及び指導の手引きについて、社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえて拡充・改訂し、より現場のニーズに対応できるよう教材等の充実・改善を図った。

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」 IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (2) 性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑬	施策内容	令和7年度	
			担当省庁	実施状況(令和8年3月末時点)
46	⑧ インターネット上の性的な暴力等の根絶に向けた取組	サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対して削除依頼を実施する。【警察庁】	警察庁	・インターネット・ホットラインセンターにおいて、受理した通報内容を分析し、児童ポルノ公然陳列と判断した情報について、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を実施。令和7年中における警察への通報は2,443件、サイト管理者等への削除依頼は1,648件。
47		SNSに起因する事犯を防止するため、子どもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進するとともに、より効果的な手法の導入を検討する。【警察庁】	警察庁	・子どもの性被害等につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進するとともに、効果的な手法について検討を実施している。
48		被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、インターネットの安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自撮り被害(だまされたり、脅かされたりして若年層・児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。被害者に更なる撮影・送信や金銭等を要求する、いわゆるセクストーションの被害を含む。)を防止するため、若年層、児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。こうした対策を講じていく中で、子どもの安全・安心をしっかりと守り抜くため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第6次)」を推進するとともに、青少年のインターネット利用に関する課題と論点を整理した上で、関係省庁が連携して青少年保護に向けた取組を強化する。【内閣府、警察庁、子ども家庭庁、法務省、総務省、文部科学省】	内閣府	・「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)を通じて、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を展開している。
49			警察庁	・児童買春・児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯は子どもの人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスターについて、日本語版と英語版を警察庁ウェブサイトに掲載している。 ・警察庁ウェブサイトの「子どもの性被害対策コーナー」に、児童ポルノ等事犯の検挙・被害状況、被害防止対策等について掲載している。 ・SNS(オンラインゲームを含む。)に起因する性被害等の被害児童数が高い水準で推移していることから、その被害防止を図るため、都道府県警察において非行防止教室、保護者説明会等の機会を活用した啓発活動を実施している。
50		子ども家庭庁	・令和7年7月、「青少年の被害・非行防止全国強調月間」を主催し、「インターネット利用における子どもの性被害等の防止」を最重要課題に掲げ、関係省庁の参加と地方公共団体、関係団体の協力・協賛を得て、青少年の被害・非行防止のための諸活動を全国で集中的に実施した。 ・令和7年8月、有識者及び関係省庁を構成員とする「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」において「課題と論点の整理」を取りまとめた。同月、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、翌月には「課題と論点の整理」に基づく今後の取組や検討の予定を示した工程表を取りまとめ、関係府省庁において工程表に沿った取組や検討を進めている。 ・令和8年1月、「毎日ネットに触れる子どもたちを守るために」と題した保護者向け普及啓発リーフレットを作成・公開した。 ・令和8年2月及び3月、フィルタリング(保護者による管理)の普及促進、話し合いによる家庭内のルールづくりの促進等に重点を置いた啓発を実施した。	
51		法務省	・刑事法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正かつ適切に対処している。 ・インターネット上の人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応している。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、相談者の意向に応じて、情報の削除依頼の方法等を助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなど、事案に応じた適切な措置を実施している。 ・以下の人権啓発活動を行った。 主として中学生を対象にスマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施 インターネットの正しい利用及び人権侵害に関する相談窓口等についてのインターネット広告を実施 SNS利用に関する人権啓発サイトを通じた情報モラルの向上及び相談窓口等の周知・広報を実施 啓発冊子の配布やインターネット上の人権侵害に関する啓発動画の配信を実施	
52	総務省	・子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童生徒、保護者及び教職員等を対象とした学校等での啓発講座「e-ネットキャラバン」を情報通信分野等の企業・団体、総務省及び文部科学省が協力して全国で実施した(令和7年度実施件数:2,224件、受講人数:約43万人)。 ・子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資するため、インターネット利用に係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を2009年度から毎年作成・公表しており、令和7年度には2026年版を作成した。 ・令和8年2月に、セクストーションを含む情報空間における各種リスクに関するICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラムを作成・公表した。		
53	文部科学省	・インターネット上の被害者にも加害者にもならないようにするため、情報モラルに関する児童生徒向け動画教材を提供したり、教職員を対象とした研修会を開催したりした。生成AIによる画像加工に関する啓発として、関係省庁と連携し、児童の性的ディープフェイク被害・加害防止のための広報啓発資料を作成、ウェブサイトに掲載するとともに、事務連絡を發出し、教育委員会等へ周知を促した。		
54	競技大会におけるアスリートや児童生徒等に対する盗撮や盗撮された性的意図を持った写真や動画の拡散等に関する問題について、日本オリンピック委員会・日本パラスポーツ協会等関係団体と連携し、必要な対策を講じる。【警察庁、法務省、文部科学省】	警察庁	・関係機関等と連携し、個別具体の事案の態様に応じて厳正に対処している。	
55		法務省	・刑事法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正かつ適切に対処している。 ・インターネット上の人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応している。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、相談者の意向に応じて、情報の削除依頼の方法等を助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなど、事案に応じた適切な措置を実施している。	
56		文部科学省	・アスリートが安心してスポーツに取り組める環境の構築に向け、日本オリンピック委員会及び日本パラスポーツ協会に対して、SNS上での性的意図を持った盗撮画像の拡散等も含む誹謗中傷への対応体制強化等に必要な経費の支援を行った。	

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」 IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (2) 性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑩	施策内容	令和7年度	
			担当省庁	実施状況(令和8年3月末時点)
57	⑨ 社会全体への啓発	「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)や「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から25日)等を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で広く広報活動を展開し、啓発を強化する。また、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みこじる許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為は性暴力であること等についての認識が広がりがつつあり、性犯罪・性暴力対策の更なる推進の気運が高まっていることを踏まえ、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、各界各層を対象とする啓発に取り組むとともに、特に、性暴力の被害は、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことから、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談先等の周知を徹底する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】	内閣府	・「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)や「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から25日)等を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で、被害者は悪くないこと、被害にあっても相談しやすい社会をつくっていくことの重要性等について、広報・啓発を行った。さらに、若年層を主な対象に、性的同意に関する理解を深めることができるよう、インフルエンサーを活用した動画をSNS等により広く発信した。
58			警察庁	・各都道府県警察に対して「若年層の性暴力被害予防月間」に関する取組について通知を发出し、関係機関と連携した広報啓発活動を実施するよう指示した。
59			こども家庭庁	・令和6年4月に取りまとめた「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」の柱の一つである「相談・被害申告をしやすくする取組」を推進した。 ・令和8年1月、保護者向けリーフレット「毎日ネットに触れるこどもたちを守るために」を作成し、相談窓口を周知した。
60			文部科学省	・「若年層の性暴力被害予防月間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談窓口を教育委員会等に周知した。
61			厚生労働省	・令和8年度「若年層の性暴力被害予防月間」について、令和8年3月末に労働基準局監督課、労働基準局労働関係法課、職業安定局需給調整事業課、雇用環境・均等局総務課、雇用環境・均等局雇用機会均等課連名で、都道府県労働局長に通知を发出し、周知を行った。
62			内閣府	・セクシュアルハラスメントを含む性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みこじる許されない行為であること等について、「女性に対する暴力をなくす運動」において、経済団体を含む男女共同参画推進連携会議の構成員等に広く協力を呼び掛け、企業等を含む社会全体への周知・啓発を行った。
63			こども家庭庁	・企業活動における性暴力の防止の観点も含めた「『ビジネスと人権』に関する行動計画」の改定にあたって、こども家庭庁設置以降に実施されている最新の取組等の反映を含め、改定版行動計画の内容の普及に取り組むこととした。
64			法務省	・セクシュアルハラスメントが日本企業にとって、特に配慮すべき人権リスクの類型の一つであることなどを含め、「ビジネスと人権」に関する企業等への周知・啓発を行った。
65			外務省	(外務省) ・国内外の日本企業を対象としたセミナーにおいて「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知・啓発を行った。
66			厚生労働省	「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)(2025年12月)において、次の内容を盛り込んだ。 ・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)」等に基づき、ハラスメントのない職場環境の実現に向けた取組を引き続き推進。 ・ジェンダーに基づく差別や暴力への対策は急務であり、企業側でも、主に、女性や性的マイノリティに対する差別及び職場におけるハラスメントの文脈で、ジェンダーに関する問題を重要リスクとして捉えている。実際に、ハラスメント相談件数は多数に上っている。また、企業活動に伴う性暴力被害がもたらす影響への社会的な関心も高まってきている。日本政府においても、企業等を含む社会全体への周知・啓発等の性犯罪・性暴力対策を講じたり、事業主に対し職場におけるセクシュアルハラスメント防止策を講じるよう義務付けたりする取組等を強化している。 また、職場におけるセクシュアルハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、許されない行為であることや事業主の雇用管理上の措置義務等について周知・啓発を行った。
67	関係府省	・令和7年12月のビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、同行動計画の改定版が承認された。改定版行動計画の第2章2(1)ジェンダー平等イ取組の方向性及び具体的施策の例には、「企業活動におけるジェンダーによる差別、暴力、ハラスメント等の根絶及び被害者の救済等に係る施策」と明記しており、関係府省庁において取組を進めて行く予定である。		
68	⑩ 性犯罪・性暴力被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止	性犯罪・性暴力の被害者や支援者等に対して、インターネット上等での誹謗中傷が行われることにより、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力の根絶に向けた歩みが妨げられたりするようなことはあってはならない。国際社会とも歩調を合わせつつ、あらゆる機会を通じて、こうした姿勢を発信すること等により、性犯罪・性暴力被害者や支援者等への誹謗中傷行為を許さない社会規範の形成に努め、その防止を図る。また、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係府省】	内閣府	・SNS等のインターネット上等での誹謗中傷は断じてあってはならないとのメッセージをSNS等を通じ発信している。
69			警察庁	・都道府県警察において、「刑法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用等について(通達)」(令和4年6月17日付け警察庁丁捜一発第82号(ほか)等)に基づき、インターネット上の誹謗中傷に関し、相談あるいは被害の届出がなされた場合には、被害者の心情に寄り添って被害届を受理するなど、適切に対応するとともに、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処している。

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」 IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑬	施策内容	令和7年度	
			担当省庁	実施状況(令和8年3月末時点)
70			総務省	・関係事業者団体や関係省庁と連携し、ユーザに対するICTリテラシーの向上のための啓発活動を実施。
71			法務省	・刑事法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正かつ適切に対処している。 ・インターネット上の人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応している。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、相談者の意向に応じて、情報の削除依頼の方法等を助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなど、事案に応じた適切な措置を実施している。
72			厚生労働省	・引き続き、内閣府や関係省庁と連携しつつ、関係団体や都道府県に対する周知、協力依頼を行う。
73	⑪ インターネット上の違法・有害情報対策	インターネット上の違法・有害情報への対策として、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(平成13年法律第137号。略称:情報流通プラットフォーム対処法。)が施行されたことを踏まえ、同法の適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。【総務省】	総務省	昨年四月に施行した「情報流通プラットフォーム対処法」の着実な運用を通じて、事業者による削除対応の迅速化や運用状況の透明化を図った。
74	⑫ AV出演被害の防止及び被害者の救済	AV出演被害について、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(令和4年法律第78号。呼称:AV出演被害防止・救済法。)施行後の相談や検挙等の状況を踏まえ、引き続き、同法の各規定による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、同法の趣旨や出演契約の特則等の一層の周知を進めるとともに、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実やSNSの活用等による広報啓発の継続的な実施、厳正な取締り等に努める。【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】	内閣府	・AV出演被害防止・救済法の趣旨や、出演契約の特則等の周知を進めるとともに、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発等に努めている。法施行後の3年9カ月(令和4年7月1日から令和7年3月31日まで)のワンストップ支援センターへの相談件数は500件であった。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、AV出演被害者に対しワンストップ支援センターが行う法的支援について、支援している。(令和7年度予算:約5.0億円、令和7年度補正予算:約2.3億円、令和8年度予算:約4.8億円)[再掲]
75			警察庁	・アダルトビデオ出演被害問題に関する相談、被害申告等を受理した際は、各種法令を適用した厳正な取締り等を推進している。
76			法務省	・AV出演被害防止・救済法(令和4年法律第78号)による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、検察官に対し、経験年数等に応じた研修において、同法の趣旨や出演契約の特則等の周知を図った。 ・全国の検察庁に設けられている「被害者ホットライン」の電話番号や関係機関・団体等における被害者支援について記載した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布しているほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、相談窓口等を周知した。 ・法テラスの地方事務所とワンストップ支援センターの連携強化に係る事務連絡を发出している。令和7年度上半期には、性暴力被害ワンストップ支援センターを含む被害者支援関係機関と意見交換会等を実施した地方事務所が21か所あった。 ・インターネット上の人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応している。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、相談者の意向に応じて、情報の削除依頼の方法等を助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなど、事案に応じた適切な措置を実施している。
77	⑬ 「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行	「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」(令和5年3月30日関係府省取りまとめ)において取りまとめた施策について、痴漢は重大な性犯罪であるという認識の下、関係府省が一体となって確実に実行する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省】	内閣府	・令和5年3月に関係府省において取りまとめた「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づき、痴漢は重大な犯罪であるという認識の下、痴漢を防ぐ取組、加害者の再犯を防ぐ取組、被害者を支える取組、社会の意識変革を促す取組、横断的推進のための取組を関係府省が連携して実施した。同パッケージに基づく施策の実施状況については、関係府省の担当官によって構成する「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」において継続的にフォローアップを行っている。